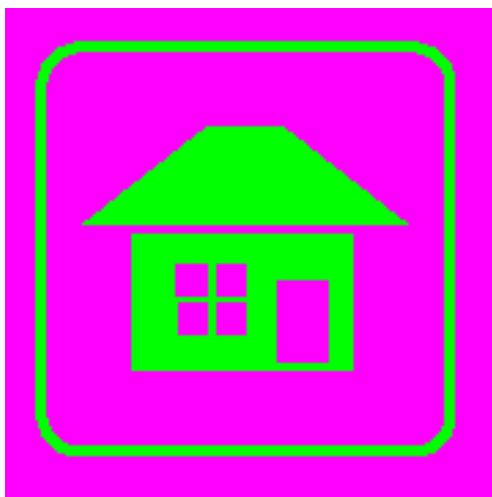


千代田区テレビ電波障害対策要綱



[問合せ先]

千代田区環境まちづくり部建築指導課

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-2-1

電話 03-3264-2111 内線 2835

千代田区テレビ電波障害対策要綱の概要

1. 対象建築物等

対象建築物等とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条に規定する建築物及び同法第 88 条に規定する工作物です。

2. 建築主等の責務

建築主等は、建築物等による受信障害を予防又は解消するために必要な対策を講じてください。

3. 事前の協議

建築主等は、受信障害の発生が予測される場合は、区と事前の協議を行ってください。ただし、建築基準法に基づく高さ 45 メートル以上の建築物等の建築を計画している建築主等（以下「特定建築主等」という）は、基本計画の段階で区と事前の協議を行い、「千代田区テレビ電波障害対策要綱」の規定に基づく指導を受けるとともに、当該建築物等が引き起こす受信障害を最小限に留めるよう配慮してください。

4. 事前の対策

(1) 事前の調査

特定建築主等は、基本計画又は基本設計の段階で電波障害予測範囲を特定し、その予測範囲をもとに実測調査の資料を作成してください。

[参考]

社団法人日本CATV技術協会発行の建造物によるテレビ受信障害調査要領等

(2) 事前の周知

特定建築主等は(1)の調査結果をもとに、地域関係者及び近隣関係住民に対して受信障害の発生予測と対策を説明し、明らかに受信障害が認められる者（所有者・管理組合等）については、事前に協議を行ってください。

(3) 計画書の提出

① 特定建築主等は、「千代田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」又は「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく標識を設置した際は、「電波障害対策計画書」（別記第 1 号様式）を提出してください。

② ただし、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」に基づくお知らせ標識を設置した際には、①の規定にかかわらず「電波障害対策計画書」（別記第 1 号様式）を速やかに提出してください。

5. 対策（施工中及び竣工時の調査等）

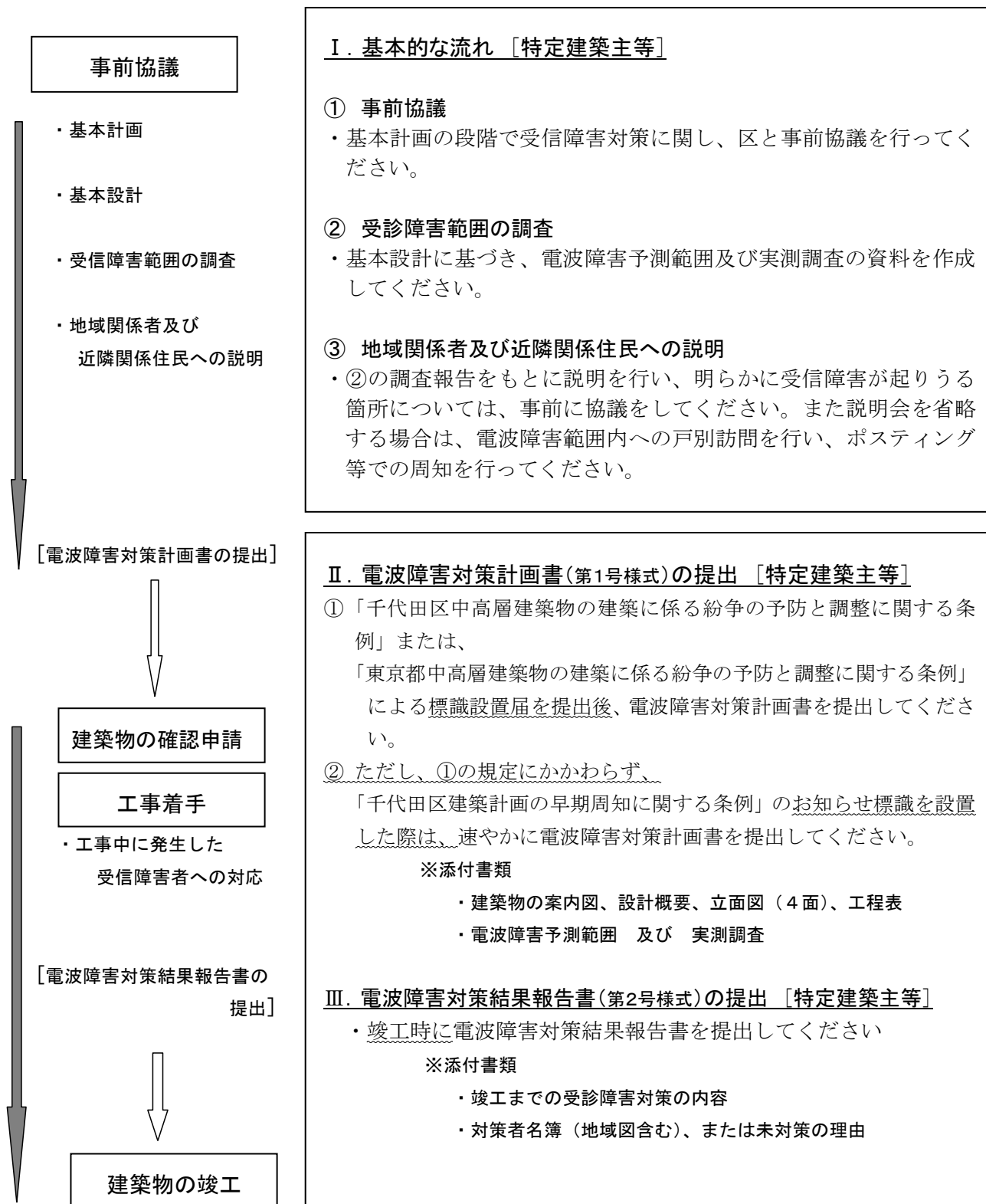
特定建築主等は、必要に応じて建築物の施工中、又は竣工時に影響調査を行い、障害が生じている場合は速やかに対策を講じてください。また、予測範囲外において障害が発生した場合は、対策範囲を修正し、対策を講じてください。

6. 報告書の提出

特定建築主等は、建築物の竣工時に「電波障害対策結果報告書」（別記第2号様式）を提出してください。

テレビ電波障害対策の基本手順（フロー）

テレビ電波障害対策に係る高さ45メートル以上の建築物の基本的な流れは、以下のとおりです。



千代田区テレビ電波障害対策要綱

平成11年3月31日10千企企発第 129号
改正 平成15年6月25日15千ま地発第 29号
平成17年7月20日17千ま地発第 40号
平成29年3月21日28千環建指発第206号

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）の区域内におけるテレビジョン放送の受信障害（以下「受信障害」という。）をなくすための基本的な事項を定め、良好なテレビジョン放送の受信環境を確保することにより、区民生活の向上に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に規定する建築物及び同法第88条に規定する工作物をいう。
- (2) 建築主等 受信障害の原因となる建築物等の建築主又は所有者をいう。
- (3) 電波障害予測範囲 机上計算により予測した受信障害の範囲をいう。
- (4) 実測調査 電波障害予測範囲をもとに、電測車等を用いて地点ごとの受信障害の状況を調査することをいう。

(区の責務)

第3条 区は、建築主等に対して建築物等による受信障害予防又は解消の指導及び助言等に努めるとともに、受信障害の影響を受ける区民等に対し、必要な相談業務を行うものとする。

(建築主等の責務)

第4条 建築主等は、建築物等による受信障害を予防又は解消するために必要な対策を講じなければならない。

(事前の協議)

第5条 建築基準法に基づく高さ45メートル以上の建築物の建築を計画している建築主等は、（以下「特定建築主等」という。）は、基本計画の段階で区と協議し、受信障害対策に関する指導を受けるとともに、当該建築物が引き起こす受信障害を最小限に留めるよう配慮しなければならない。

(事前の調査)

第6条 特定建築主等は、基本計画又は基本設計の段階で、電波障害予測範囲を特定し、その予測範囲をもとに実測調査を行わなければならない。

(事前の周知)

第7条 特定建築主等は、前条の調査の結果をもとに、地域関係者及び近隣関係住民に対し受信障害の発生予測及びその対策について事前に説明を行わなければならない。また、明らかに受信障害が認められる者(所有者・管理組合等)に対しては、対策について事前に協議しなければならない。

(計画書の提出)

第8条 特定建築主等は、千代田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年千代田区条例第22号)又は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年東京都条例第64号)に基づく標識を設置したときは、速やかに電波障害対策計画書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、千代田区建築計画の早期周知に関する条例(平成14年千代田区条例第54号)の適用を受ける建築物に係る電波障害対策計画書は、同条例に基づくお知らせ標識を設置したときに提出するものとする。

(工期中における調査と対策)

第9条 特定建築主等は、必要に応じて建築物の施行中又は竣工時に、受信状況の調査を行い対策範囲を修正しなければならない。

(報告書の提出)

第10条 特定建築主等は、建築物の竣工時に、受信障害対策の結果の状況について、電波障害対策結果報告書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成15年6月25日15千ま地発第29号)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則(平成17年7月20日17千ま地発第40号)

この要綱は、平成17年7月20日から施行する。

付 則(平成29年3月21日28千環指発第206号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

相談先一覧

千代田区

環境まちづくり部建築指導課

電話 03-3264-2111 内線2835

- ・テレビ電波の受信障害について
 - ・建築主等に対する受信障害対策の指導について
-

その他の機関

1. 関東受信環境クリーン協議会

電話 03-6238-1945

2. NHK

電話 03-3465-1111

3. (一社)日本CATV技術協会 関東支部

電話 03-5273-4673

4. 東京ケーブルネットワーク (株)

電話 03-3814-2600